

平成14年度

国土交通省PFIセミナー

# 日本版PFIについての補足説明

政策研究大学院大学

西野 文雄

# 日本版PFI(P P P)とは

- 公共調達の一手法
- 公共の財政逼迫がPFI導入の大きな理由
- 公共事業支出の繰り延べ、本質的には起債と同じ
- 世界的には民間資金の活用と民間の創意工夫による公共事業の効率化が目的
- 民間資金の活用では日本は世界の最先進国(財政投融资資金、建設国債、国債・地方債など)
- 日本でのPFIは公共事業価格の低減が主目的
- 将来の財政の硬直化を考えると、新規公共事業の5%前後が適切な水準か。

# PFI 委員会の現在の審議事項

- ガイドライン案のとりまとめ
  - ◻ 契約に当たっての留意事項
  - ◻ モニタリングに関するガイドライン
- 現行の制度上の課題と運用上の明確化
  - ◻ 入札に関する研究
  - ◻ 公の施設、公物管理に関する研究

# 公共サービスの提供にPFI法の適用

- 政府の総合規制改革会議は官が実施している多くのサービスの提供の民営化を提言、PFI化の提言無し。
- 現在、PFI期間は短くなる傾向。PFI案件として効率良く運営されていた事業の終了後、官が直営でサービスを提供するのは考え難い。選択肢はサービスの提供のみのPFIか、民営化のどちらか
- 新規公共事業を伴わないサービスの提供のみでもPFI法の適用が可能ではないか。

# PFI法 第一条

- 第一条：この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設などの建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置を講じること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
  - 社会資本の整備そのものには一般に意味はなく、社会資本の整備をし、「公共サービス」を提供することに意味がある。従って、第一条は施設の建設に目が向いた記述になっているものの、維持管理運営のみのPFIを否定するものではないと解釈して自然。

# 公共サービスの提供での PFI の位置づけ

- 公共サービスの提供において、PFIは、部分的な外部委託を含めた官の直営と民営化の中間の位置
- 新規の公共事業を伴うPFIでは将来の財政の硬直化を避けるため、全事業費の5%前後が限界。
- 公共サービスの提供では全サービスをPFI化しても問題なし。

# 実施プロセスに関するガイドライン

(理解が不十分ではないかと思われる事項の存在)

- 入札後の契約事項の変更 4 - 1, (7)
  - (民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に対する回答については、公平性を確保するために他の応募者にも公表することが適切である。)ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウに係わる質問・回答については、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しないといった配慮が必要である。
  - この件については、現在、入札後の契約事項の変更を認める方向で打ち合わせ中

- 二段階選抜可 4 - 1、(10)、
  - 募集する事業に関して一定の性能を有しているかどうかの審査を事前に行うことにより、当該事業を適切に実施できる能力を有する事業者のみが、より詳細な事業計画を作成の上、一般競争に参加するのが適切
- 審査委員会(委員)の位置づけ 4 - 1、(11)
  - 民間事業者の選定は本来官の役割、官の選定能力不足時にはコンサルタントの活用、審査委員会を設けて意見を聞くことも一つの方法
  - PFIは多くの領域にわたる専門能力を必要とすることから、コンサルタントの能力不足の領域に対しアドバイスするのが適切な審査委員の役割、審査委員会が実質的な選定をするのは不適切、ガイドラインの書き方に問題あり。